

「工事等に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算出について」新旧対照表

| 改正後   | 改正前  | 摘要   |
|---|--|--|
| <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 工事に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定<br/>           工事に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格は、基準設定通達の2の(1)又は3の(1)から得た合計額を次の①又は②により端数処理した額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあつては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあつては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。<br/> <u>①工事価格が1000万円以上の場合には10万円未満切り上げ</u><br/> <u>②工事価格が1000万円未満の場合には1万円未満切り上げ</u></p> <p>2 工事に係る委託業務の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定<br/>           工事に係る委託業務の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格は、基準設定通達の2の(2)又は3の(2)で委託業務の種類ごとに定める設定基準により得た額を次の①又は②により端数処理した額に、100分の110を乗じて得た額とする。<br/> <u>①業務価格が1000万円以上の場合には10万円未満切り上げ</u><br/> <u>②業務価格が1000万円未満の場合には1万円未満切り上げ</u><br/>           また、一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、<u>委託業務の種類ごとに①又は②により端数処理した額</u>の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、基準設定通達の2の測量及び地質調査以外の委託業務については、その額が予定価格の10分の8を超える場合にあつては、予定価格に10分の8を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。<br/>           なお、測量については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。地質調査については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、予定価格の3分の2に満たない場合にあつては、予定価格に3分の2を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。</p> <p>3 工事費構成費目毎の取扱いについて（現行どおり）</p> <p>4 工事原価及び一般管理費等に加算する額がある場合について（現行どおり）</p> <p>5 異種工事等を一体に発注する場合について（現行どおり）</p> | <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 工事に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定<br/>           工事に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格は、基準設定通達の2の(1)又は3の(1)から得た合計額に、100分の110を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあつては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあつては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。</p> <p>2 工事に係る委託業務の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定<br/>           工事に係る委託業務の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格は、基準設定通達の2の(2)又は3の(2)で委託業務の種類ごとに定める設定基準により得た額（1円未満切捨て）とする。</p> <p>また、一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、<u>資格の種類ごとに1円未満を切り捨てた額</u>の合計額に100分の110を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。ただし、基準設定通達の2の測量及び地質調査以外の委託業務については、その額が予定価格の10分の8を超える場合にあつては、予定価格に10分の8を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。</p> <p>なお、測量については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。地質調査については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、予定価格の3分の2に満たない場合にあつては、予定価格に3分の2を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。</p> <p>3 工事費構成費目毎の取扱いについて（略）</p> <p>4 工事原価及び一般管理費等に加算する額がある場合について（略）</p> <p>5 異種工事等を一体に発注する場合について（略）</p> | <p>○端数処理方法の変更</p> <p>○端数処理方法の変更及び消費税の追加</p> <p>○文言修正</p> <p>○端数処理方法の変更</p> |